

<学校説明会資料>

「豊かな自然」と「豊かな人材」を活かし「豊かな子ども」を育てる豊能町

義務教育学校

豊能町立とよの東学園

令和 8 (2026) 年 4 月 開校



令和7(2025)年11月

<目次>

I 学校の概要P1

1.校名「豊能町立とよの東学園」について

2.校章

3.校歌

4.新しい学校の施設

5.令和8年度 児童生徒数・学級数見込み(令和7年11月現在)

6.教職員

II 教育活動についてP5

1.義務教育学校「豊能町立とよの東学園」の教育

2.新しい学びの段階「4-3-2制」の導入

3.特徴的な取り組み

4.学習の手引き

5.特別活動について

6.多様な学びの場について

7.主な年間行事予定(令和8年度)

III 学校生活についてP18

1.校時表

2.安心・安全な学校生活を送るために

IV 健康・安全管理P22

1.健康管理

2.日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

3.給食について

4.通学路・登下校の安全について

V 諸費集金P28

1.学校納入金について

2.就学援助制度

VI 放課後の活動についてP29

1.部活動

2.留守家庭児童育成室

VII 学校運営協議会についてP30

参考資料(別紙)P32

I 学校の概要

1. 校名「豊能町立とよの東学園」について

校名の「とよの東学園」には、「ふるさと『とよの』に愛着と誇りをもった子どもたちに育ってほしい」という願いが込められています。

2. 校章



東能勢小学校と東能勢中学校が統合し、新たに「とよの東学園」として開校することから、小中各校の校章を合体させ、中心に「東」が配置されました。東能勢小学校、東能勢中学校がここで終わるのではなく、これまでの歴史と共に、これからも学び、歩んでほしいという思いが込められています。

3. 校歌

豊能町立とよの東学園 校歌

作詞 今中 楓媛

作曲 樋口 昌道

編 開校準備委員会

一、青空高く 囲みいる

山ふところに いだかれて
聞くは松風 水の音

おさな命は 伸びていく
楽し楽し 東能勢

我らの学園 とよの東

二、人は情けに むつみあい

業を励みて いやさかの
里の誇りを 身にしめて

おさな命は 伸びていく
楽し楽し 東能勢

我らの学園 とよの東

三、窓は明るく 庭広し

よくよく学び よく遊び
夢と希望に 生き生きと

おさな命は 伸びていく
楽し楽し 東能勢

我らの学園 とよの東

4. 新しい学校の施設

※教室名・教室配置等は現段階のイメージです。実際の配置と変更になることがあります。





5. 令和8年度 児童生徒数・学級数見込み(令和7年11月現在)

	前期学部				中期学部			後期学部	
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
児童 生徒数	11	9	14	10	16	20	16	20	15
	44				52			35	
	131								

6. 教職員

☐校長 ☐副校長 ☐教頭 ☐首席 ☐指導教諭 ☐教諭(講師を含む) ☐養護教諭
☐栄養教諭 ☐事務職員 ☐支援員 ☐図書館司書 ☐用務員
☐ALT(外国語指導助手) ☐SC(スクールカウンセラー)
☐SSW(スクールソーシャルワーカー) ☐地域学校協働本部推進員 ☐情報支援員 等

Ⅱ 教育活動について

Ⅰ. 義務教育学校「豊能町立とよの東学園」の教育

学校教育目標

一人ひとりを大切にした 一人ひとりが輝ける 地域とともにある学校

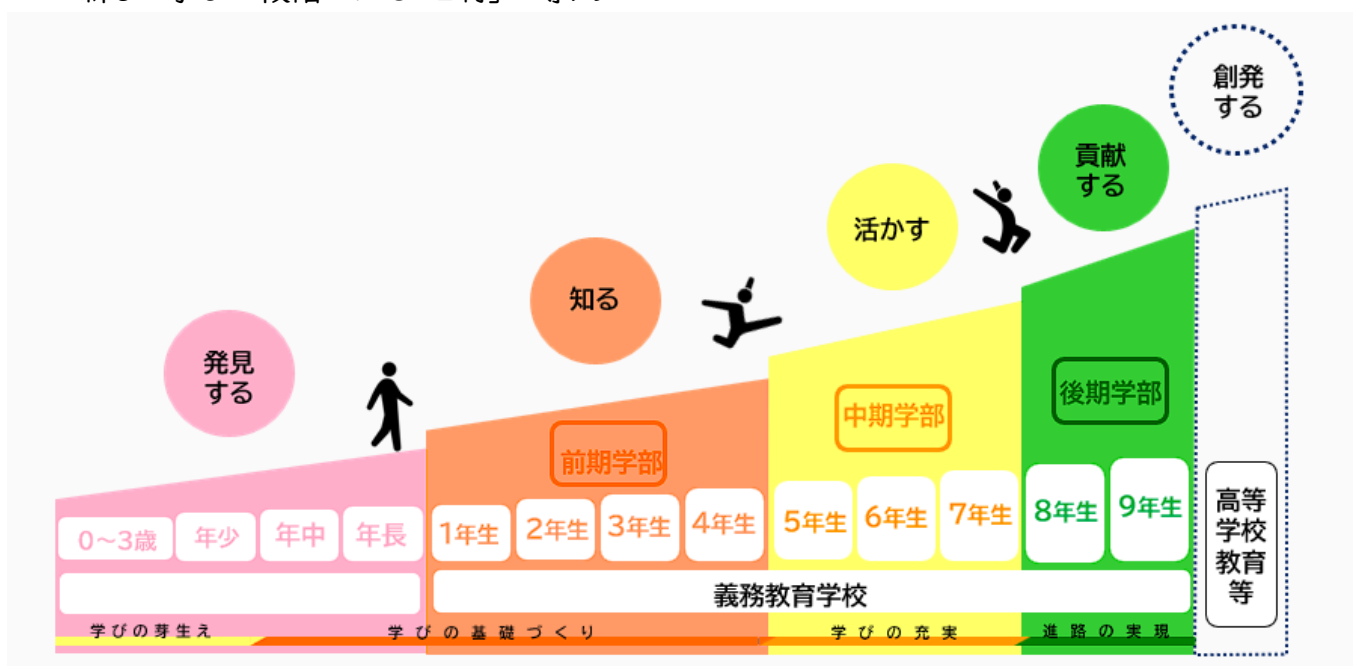
重点目標

自ら学び、自他ともに大切にする豊かな心で、
地域に誇りをもち、たくましく生きる子どもの育成

めざす子どもの姿

- ・主体的に「考動」する姿
- ・自他ともに尊重する姿
- ・未知の世界に挑む姿
- ・地域・社会に貢献する姿

◆一貫性・継続性・発展性を大切にした
新しい学びの段階「4-3-2制」の導入



※就学前を含む「6-4-3-2制」を導入し、保幼小中一貫教育を推進しています。

<基本方針>

- ① 義務教育修了段階を見通して、つながりのある学びを展開します。
- ② 地域資源（「豊かな自然」と「豊かな人材」）を活かした特色ある教育活動を展開します。
- ③ ねらいを明確にした異校種・異学年・多様な人との交流を積極的に行います。
- ④ 全教職員が責任をもってすべての児童生徒の指導・支援をします。
- ⑤ 実態を把握（定性的・定量的な把握）し、目標を定め、検証・改善します。

「義務教育学校」とは、これまでの小学校6年間と中学校3年間の義務教育9年間の教育を一貫して行う新たな種類の学校です。2016年に学校教育法が改正されて新設された制度で、「前期課程（小学校に相当）」と「後期課程（中学校に相当）」に分かれますが、一つの学校として運営されます。

（関係法令）学校教育法

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

2. 新しい学びの段階「4-3-2制」の導入

発達段階に合わせて、義務教育の9年間を3段階（前期学部・中期学部・後期学部）に分け、緩やかな階段をつくり、一貫性・継続性・発展性を大切にした教育課程を展開します。

- 児童生徒の希望する進路の実現に向け、各段階での学びを確実に積み上げていきます。
- 4年生、7年生で学部リーダーを育て、8・9年生で全体のリーダーの自覚を促します。

前期学部（1～4年） 学びの基礎づくり

前期学部は、中期学部以降の学習の素地を形成する時期であり、その後の学びに支障のないよう、きめ細かな指導により、学習習慣・生活習慣を定着させるとともに、学習における基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ります。

中期学部（5～7年） 学びの充実

中期学部では、学習内容が高度化していきます。また、発達段階上、具体的思考から抽象的思考へ移行する段階であり、理論的・抽象的な理解が円滑に行われるよう、教員が協働して専門性を活かした指導にあたり、既習事項を活用する力を育て、学びの充実を図ります。

後期学部（8～9年） 進路の実現

後期学部では、義務教育9年間の総まとめとして、発展的・応用的な学習につなげ、希望する進路の実現をめざします。また、地域や社会に貢献する経験を積むことにより、「未来を拓く力」を育みます。

3. 特徴的な取組み

◆「ユニット担任制」の実施（前期学部のみ）

「ユニット担任制」とは、学級担任を一人に固定せず、複数の教員がチームとして学級経営、教科指導、生活指導などを分担する制度です。本校では、2つの学年のまとまりを1つのユニットとして構成し、学年を超えた枠組みでユニット担任制を実施します。1・2年および3・4年の各ユニットに、担任2名とユニットマネージャー1名の計3名を配置します。学習面や生活面を連携して見守ることで、児童一人ひとりの多様なニーズをより丁寧に捉え、豊かな学びと育ちを支援します。

◆5年生からの「教科担任制」の導入

児童生徒の発達段階を踏まえ、前期学部は基本的に学級担任が授業をします。（学級担任以外の教員が授業をする教科も一部あります。）

中期学部の5年生から「教科担任制」を導入します。深い教材研究や教員の専門性を発揮し、児童生徒の学習意欲と学力の向上を図ります。また、複数の教員が児童生徒に関わることで、問題の早期発見につなげ、生活指導の充実に役立てます。

◆「とよの未来科」の実施

「とよの未来科」とは、「「とよの」に学び、「とよの」を学ぶ」ことを通して自分の生き方について考えたり、豊能町の未来について考えたりする教科横断的・総合的な学習です。豊能町でこれまでも大切にしてきた、地域学習・キャリア教育・人権学習を一体的に捉えた学習です。

「とよの未来科」では、豊能町の自然・環境・生活・産業・歴史・伝統等の地域資源を最大限活用した、豊能町だからこそ学べる「体験的な活動」や「探究的な学習」を行います。

ふるさとである豊能町のよさを認識し、豊能町のことを語ることができ、豊能町を誇りに思い、よりよい地域・社会・未来をつくろうとする子どもたちを育むことをめざします。



【とよの未来科の目標】

ふるさと「とよの」の自然・環境、生活・産業、歴史・伝統等について、探究的な見方・考え方を働かせ、具体的な活動や体験、横断的・総合的な学習を行うことを通して理解を深め、「とよの」と自分に対する自信と誇りを育むとともに、「とよの」の未来と自分の生き方とを結びつけ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の基礎を養う。

【子どもたちに付けたい資質・能力】

- 「とよの」の特色やよさ、課題等に気づき、「とよの」についての理解を深めることができるようにする。
- 「とよの」の様々な事象の中から問いを見出し、自ら課題を立て、情報を集め、整理・分析して、科学的根拠に基づき、自分の考えをまとめ・表現することができるようにする。
- 体験的な活動や探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、今後の自分のよりよい生き方を考えたり、積極的に「とよの」に参画しようとしたりする態度を養う。

◆系統的・継続的な「キャリア教育」の推進

0歳から15歳までを見通した系統的、継続的な取組みを進めながら、子どもたちの将来の夢や志を育みます。自分らしい生き方の実現に向け、5つの「つきたい力（かかわる力・いかす力・みとおす力・みつける力・うごく力）」を15年間かけて育成します。

自己の変容や成長を評価する「キャリア・パスポート」を9年間（1～9 年）蓄積し、様々なものを「つなぐ」ことによって、キャリア教育の充実を図ります。

【キャリア教育で「つきたい力」の系統性】

	就学前～1.2 年生	3.4 年生	5.6.7 年生	8.9 年生
かかわる	自分のよさを見つける。 友だちと話したり、一緒に遊びを楽しんだりする。	自分のよさを見つける。 友だちの話を聞き、よいところを取り入れたり、自分の気持ちを伝えたりする。	自分のよさを見つける。 自分と異なる考えや気持ちを受け入れ、周りの人と協力しながら活動に取り組む。	自分のよさを見つける。 ちがいをいかし、周りの人と協働し、よりよいものを生み出す。
いかす	知りたいことや興味があることを進んで調べる。	疑問や不思議に感じたことを解決するために、周りの人に質問したり、自分で資料や情報を集めたりする。	自ら設定した課題を解決するために、様々な方法で情報収集を行い、自分が納得する答えを見つける。	問題解決のために適した手段を取り、新たな価値を創造する。
みとおす	好きなことや、やりたいことを見つける。	やってみたいことや目標を見つける。	将来をイメージしたり、学習計画を立てたりする。	夢や志を持ち、それを実現するための方法を考え、計画を立てる。
みつける	友だちや先生の考えを聞き、自分できめる。	様々な場面で自分の考えを持ち、判断する。	いくつかの情報を総合的に取入れ、自分の考えを持ち、場面に応じた判断をする。	自分のことを見つめたり、周りの人との関係を考えたりし、自分の進路を選択する。
うごく	好きなこと、やりたいことに取り組む。	興味があることややってみたいことを見つけ、進んで取り組む。	途中でうまくいかないことがあっても、よりよい方法を考え、最後まで取り組む。	様々なことに自ら積極的ににかかわり、困難を克服したり、計画を見直したりしながら、最後まで取り組む。

◆「グローバル英語」の充実

小学校から「使える英語」をめざして、ALT（外国語指導助手）と連携した授業を行い、「会話・表現活動」等を充実させます。

段階的に英語に慣れ親しませる体験的な活動や異文化理解を通じて、豊かなコミュニケーション力を育成します。

◆ICT活用による学びの充実

児童生徒の興味や関心、学習進度、学習到達度に応じて、一人で学んだり、他者と協働して学んだりしながら、学習内容や学習方法を自己調整・自己決定して、学習課題に取り組み、学びを深めていくことのできるよう、一人一台タブレット等のICT機器を積極的に活用します。



◆東西間の交流学习の推進

子どもたちの視野を広げ、社会性を育む機会として、東西間交流を積極的に推進します。

ICT を活用したリアルタイムでの遠隔交流や宿泊を伴う交流などを計画的に実施し、より深い交流と学びを実現します。

4. 学習の手引き

(1) 「とよの授業スタンダード」

子どもたちが見通しを持って安心して授業に取り組めるように、「授業の約束」と「1 時間の授業の流れ」を揃え、学習を積み重ねます。

「とよの授業スタンダード」を基に 9 年間の学習を積み重ねることで、子どもたちに学び方を定着させ、確かな学力を育むだけでなく、子どもたちどうしでの学び合いを通して、日々の授業の中で豊かな人間関係を育みます。

児童生使用

じゅぎょう
とよの 授業スタンダード

授業前

しぎょう とき ちやくせき
始業の時には着席をしている。

授業

じゅぎょう はじ お
授業の始めと終わりのあいさつをする。

やってみよう	めあて （課題） をし 、 これまで に 学んだこと をもとに 、「 どうすれば 解決できるか 」 見通し をもち ます。
考えてみよう	・ 課題 に向き合い、一人で じっくり 考え ます。 ・ 考えたこと をノート などに 残し ます。
学び合おう	みんなで 協力 してお互いに 「 わかったこと 」「 わからなかったこと 」「 気づいたこと 」「 解決できなかったこと 」「 ふしぎにおもったこと 」「 むずかしかったこと 」 などを伝え合い 、 学びを深め ます。
まとめよう ふりかえろう	・ 学んだこと を使って、問題を解き 学びを 確認 します。 ・ 今日の学習 をふりかえって、「わかった」「できた」「次 に がんばりたい」 ことを自分の言葉で まとめ まし よう。

授業後

つぎ じゅぎょう じゅんび
次の授業の準備をする。

お家で

がくしゅう ないよう ふくしゅう よしゅう
学習した内容について復習や予習をしよう。

みんな で たの まな
楽しく学ぼう！



(2) 学習に必要な持ち物

- 学用品は、できるだけシンプルなものを用意してください。
- 授業で使うものに関して、各教科で置いてよいと指示されているもの（資料集等）については、毎日持ち帰らなくてもかまいません。ただし、家庭学習ができるよう、宿題や予習、復習に関わるものは毎日持ち帰るようにしてください。学級担任や教科担任から指示があります。
- ノートや辞書などの用意は、学級担任や教科担任から指示があります。事前に購入する必要はありません。

(3) 家庭学習「学びのススメ」

1～6年生版

確かな学力の定着をめざすには、学校だけでなく家庭での学習が不可欠です。学校で習っただけでは、時間がたつと忘れてしまいます。家庭でも、継続して繰り返し取り組んでいくことで確かな力を育みましょう。

【家庭学習の方法】

(1) 家庭学習の習慣（家庭学習のポイント）

- ① 毎日必ず宿題をする。 → 家庭学習の習慣化
- ② 宿題後、「家庭学習のめやすの時間」まで学習する。 → 家庭学習の習慣化
- ③ テレビやゲーム、スマホやインターネットを見ながら学習をしない。 → 集中力の向上
(使用するときの目安 — 例えば1日1時間等しっかりルールを決める)
- ④ 机の上をきれいにし姿勢をよくして行う。 → 学習の効率化
- ⑤ 学習が終わったら、次の日の準備をする。 → 忘れ物の防止

(2) 発達段階による家庭学習

- 1・2年 → 学校の宿題ができる。家庭でも学習しようという気もちがもてる
- 3・4年 → 学校の宿題が確実にできる。宿題以外にも少しずつ家庭学習ができる。
- 5・6年 → 学校の宿題が確実にできる。自主的な家庭学習ができる。

(3) 家庭学習の時間のめやす

学年×10分（例えば6年生なら6×10＝60分）

(4) 家庭学習の内容（宿題以外でこんな学習をしてみてもいいでしょう）

家庭学習の内容例	○読書（例えば週1冊目標） ○漢字練習、漢字調べ（部首、書き順） ○漢字ドリル ○意味調べ ○日記 ○教科書の音読・視写 ○敬語集め ○計算練習 ○算数ドリル ○教科書の問題練習 ○自分で問題を作って、解いてみる ○テストやプリントの問題をもう一度解く ○学習で興味をもったものについて調べてみる ○授業で学習したことをもう一度ノートにまとめる ○学習の予習（教科書を見る）をする ○英単語を覚える ○四字熟語を集める ○国語辞典、漢字辞典、その他の図鑑等を使って調べる ○日本地図、世界地図を身近に置いて地域の特色や様子について調べる ○新聞の記事などに目を通してみる ○自然や生き物とふれあい、観察してノートにまとめる ○詩や歌の暗唱をする（例えば俳句や百人一首等）
----------	---





自分で学習するノートを作って学習してみよう

ひづ け か
日付を書きます。

めあて

めあてを書いて、学びたいことや学習することをはっきりとさせましょう。

ノートに書いて学習することが難しい場合は、タブレット端末のカメラ機能を使って学習したことを記録するなど、工夫して取り組みましょう。

わかったことや考えたこと、気づいたこと、疑問に思ったことなどを書きましょう。

ふりかえり

自学メニュー（参考例）

ばっちりメニュー：学校での勉強の復習や予習が中心
わくわくメニュー：興味があることを追求することが中心

【低学年：ばっちりメニュー】

- ☐ ひらがなの練習をしよう
- ☐ カタカナの練習をしよう ☐ カタカナで書く言葉を集めよう
- ☐ 今日の授業でわかったことを書こう
- ☐ 今日の授業でわからなかったことを書こう
- ☐ 教科書を写そう ☐ 教科書を音読しよう
- ☐ 新しい漢字の練習をしよう ☐ 教科書の問題をとこう
- ☐ 新しい漢字の書き順やつくりをまとめよう

【高学年：ばっちりメニュー】

- ☐ 今日の授業で大切だと思うことをまとめよう
- ☐ 今日の授業で分かったことをまとめよう
- ☐ 今日の授業で分らなかったことを調べよう
- ☐ 明日の授業で知りたいことを書こう
- ☐ 教科書の視写をしよう ☐ 教科書の音読をしよう
- ☐ 教科書の問題を解こう ☐ わからない言葉の意味を調べよう
- ☐ 漢字の練習をしよう（新出漢字・間違いやすい漢字）
- ☐ ローマ字の練習をしよう ☐ 新しい漢字を使って文章を書こう
- ☐ テストで間違えたところをまとめよう
- ☐ 慣用句・四字熟語・ことわざについて調べよう
- ☐ 同じ意味、反対の意味のことわざを集めよう
- ☐ 同じ部首のつく漢字を調べてまとめよう
- ☐ 都道府県名を漢字で書こう
- ☐ 地図記号を調べてまとめよう
- ☐ 理科の実験手順をまとめよう ☐ 理科の実験道具をまとめよう
- ☐ 動物や植物の観察日記を書こう

【タブレットを活用したメニュー】

- ☐ タイピング練習をしよう
- ☐ 音読を録画して、繰り返し練習しよう
- ☐ 演奏を録画して、繰り返し練習しよう
- ☐ 発表の練習を録画して、繰り返し練習しよう

【低学年：わくわくメニュー】

- ☐ 絵日記を書こう ☐ お話を作ろう ☐ なぞなぞを作ろう
- ☐ 今日うれしかったことを書こう
- ☐ 今日がんばったことを書こう
- ☐ 図鑑で調べてまとめよう ☐ 交通標識を調べてまとめよう
- ☐ すきな本をしょうかいしよう
- ☐ 折り紙の作り方をまとめよう
- ☐ 家族やペットをしょうかいしよう

【高学年：わくわくメニュー】

- ☐ 日記を書こう ☐ 想像日記を書こう
- ☐ 今日心に残ったことを書こう ☐ 明日の目標を書こう
- ☐ おすすめの本の紹介カードを書こう
- ☐ 身の回りの疑問について調べよう
- ☐ 新聞の切り抜きにコメントを書こう
- ☐ ニュースについて自分の考えを書こう
- ☐ 月を観察しよう ☐ 星座を観察しよう
- ☐ すきな本を読み、読んだところの感想を書こう
- ☐ コンパスや分度器を使って、模様を描こう
- ☐ 料理・お菓子について調べて作ってみよう
- ☐ 写真でいろいろなものを紹介しよう
- ☐ 歴史上の人物について調べよう
- ☐ 歴史の出来事をまとめよう
- ☐ 国旗を調べよう ☐ 音楽記号を調べよう
- ☐ すきな〇〇について調べよう
- ☐ 〇〇の秘密について調べよう
- ☐ すきな〇〇について紹介しよう
- ☐ 学習のまとめ4コマまんがをかこう
- ☐ ことわざ・慣用句をまんがにしよう
- ☐ 自分のキャラクターを作ろう
- ☐ 俳句を作ろう
- ☐ 生き物図鑑を作ろう

7～9年生版

卒業後の進路を見据え、基礎的・基本的な学習を計画的・継続的に身に付けましょう。

I 学習時間のめやす

7年生 60分～70分以上

8年生 70分～80分以上

9年生 80分～90分以上

II 充実した家庭学習をするために

(1) その日の復習、明日の予習、テストに向けての学習を計画的・継続的に

今日習ったことをその日のうちに復習し、明日の授業の予習をしましょう。一方で、定期テストや実力テストがいつあるのか、カレンダーで確認し、学習計画を立てて、目標に向かって継続的に学習しましょう。

(2) 規則正しい生活リズムで、学習時間の確保を

起床・食事・自由時間・就寝時間を決め、規則正しい生活をして、家庭学習の時間を確保しましょう。

(3) 集中してできる学習環境づくりを

静かな中で集中してできる場所、教科書や資料、参考書等の配置など、必要な情報が入手しやすい環境を自分で整えましょう。また、テレビやゲーム、スマホやインターネットの電源を切る等、けじめをつける勇気を持ちましょう。



Ⅲ 『家庭学習の内容』 ～下記を参考に家庭学習に取り組んでみましょう～

国語	◇漢字は何度も見たり、書いたりしてみましょう。書き順に気をつけて丁寧に書く習慣をつけることが大切です。 ◇古文は何回も声に出して読んで、古文特有のリズムに慣れることが大切です。古典に出てくる言葉は、意味を知っていると、内容理解が深まります。 ◇文法は品詞、活用の特徴や言葉の意味を考えましょう。 ◇読書に親しみましょう。活字に慣れるとともに想像力や表現力がつきます。 ◇学校以外のさまざまな作文募集にもチャレンジすると、自分の考えや表現が深まります。 ◇ことわざや慣用句を勉強して自分の表現力を鍛えましょう。
社会	◇「地図帳」を見る習慣をつけましょう。 ◇グラフや図表を読み取れる力が大切です。 ◇単純な暗記・丸覚えをせず、「なぜ？」を大切にして、理由を知ることが意識しましょう。 ◇ニュースなどに日頃から興味・関心をもちましょう。
数学	◇その日学校で学んだ単元の問題をもう一度解いてみましょう。 ◇テスト前に問題集をまとめてやるのではなく、普段から少しずつ解いていき、テスト前に焦らずに取り組みましょう。また、丸つけと直しも同時にしておきましょう。 ◇答えを覚えるのではなく、やり方をしっかりと考えながら解きましょう。 ◇問題は一度だけ解くのではなく、何度も繰り返しやることでしっかりと解き方をマスターしましょう。 ◇苦手な単元に対しても積極的に取り組み、わからないところなどを減らしていきましょう。
理科	◇語句や学んだ内容を理解するように取り組みましょう。章ごとのつながりや語句などの意味がつながってくる教科でもあるので、常にポイントを整理できるようにしましょう。 ◇実験の技能や得られる結果、考察を振り返るなどはとても大切なポイントです。
英語	◇復習をしっかりとしましょう。 ◇新出単語は声に出したり、紙に書いたりして地道に覚えていきましょう。 ◇教科書本文は、声に出して読めるようにしておきましょう。 ◇重要な英文は、確実に暗記し、正しく書けるようにしておきましょう。 ◇テレビの海外ニュースに関心をもって見たり、ALT との英会話に挑戦したりして、生きた英語にふれましょう。また、洋楽や洋画、洋書に興味をもつことは良いことです。英語のアニメや漫画でもよいでしょう。
音楽	◇さまざまなジャンルや国の音楽に触れる機会をもちましょう。
美術	◇目に映るものを見て、感動する機会を多くもちましょう。
技術・家庭	◇古くなった蛍光灯等を取り換えてみましょう。パソコンのタイピングの練習をしましょう。 ◇調理や裁縫など、家事手伝いを積極的にやりましょう。
保健体育	◇新聞などからスポーツの情報を知り、興味をもちましょう。 ◇健康な体を保つために体を動かすことを意識しましょう。

★重要★ 学習して、わからないところが出てきた場合、学校の先生に聞きましょう！

5. 特別活動について

(1) クラブ活動(4～6年)

児童が、共通の興味・関心に基づいた活動を通して、異年齢集団の交流を深めます。授業時間の中で、月1回程度の活動を行います。

[令和7年度の活動内容]

運動系: バドミントン、卓球、屋外運動

文科系: コンピュータ、ハンドメイド&アート



(2) 児童会生徒会活動

① 児童生徒会活動

会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名の計4名を7～9年生から応募し、定数をこえる場合には選挙を行い、選出する。また、4～6年生の各学年より児童生徒会役員(代議員とは別)として2、3名が担う。

主に次の内容について、学級や縦割り、目的別等で構成された集団で活動する。

- 児童生徒会活動の計画や運営
- 異年齢交流の計画や運営
- 学校行事への参画
- ボランティア活動などの社会参加

<児童生徒会活動の内容例>

- 卒業式等の儀式行事の挨拶
- 年度初めの児童生徒総会、学期末の児童生徒集会の企画・運営
- 縦割りレク等の企画・運営
- 代議員と協力してのあいさつ運動等の企画・運営

② 委員会活動

児童生徒会と協力しながら、行事や日々の学校生活をよりよいものにできるよう、自分たちで活動する。

<委員会種類>

4年生

- 放送・図書委員
- 美化・生活委員

※これに「児童生徒会役員」を含めた、3つの組織に必ず学年の児童は所属する。

5・6年生

- 代議員
- 保健体育委員
- 生活委員
- 文化委員
- 放送委員

※これに「児童生徒会役員」を含めた、6つの組織に必ず学年の児童は所属する。

7～9年生

●代議員 ●保健体育委員 ●生活委員 ●文化委員 ●放送委員 ●選挙管理委員

※各学年で選挙管理委員は1名、その他の委員は2名が所属する。

（ただし学年の人数によって減る場合もある）

児童生徒会・委員会に所属していない生徒は教科係を担う。

（所属していても教科係が足りない場合両方を担うこともある。）

<委員会活動の活動内容例>

●行事の企画・運営

●あいさつ運動、体育での号令、毎日の放送、大掃除準備、学級図書の管理など、日々の学校生活の中での活動

6. 多様な学びの場について

(1) 支援教育について

すべての子どもたちが、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を確認して伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し改善するための適切な指導や支援を行います。

個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備します。通常の学級、通級による指導（通級指導教室）、支援学級といった、連続性のある「多様な学びの場」の充実をめざします。

<支援学級>

- ・障がいがある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「特別の教育課程」を編成し、支援を行います。
- ・個々の児童生徒が自立をめざし、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、「自立活動」を行います。
- ・一人ひとりの教育目標に基づいた評価を行います。
- ・一人ひとりの子どもの障がいに応じた学習をおこなうために、原則として週の授業時数の半分以上をめやすとして、支援学級において授業を受けます。

<通級による指導>

- ・通常の学級に在籍しながら、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、週に1時間から8時間程度の指導を行います。指導時間は、授業時間内や放課後などの時間帯を設定します。
- ・個々の児童生徒が自立をめざし、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、「自立活動」を行います。障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。
- ・指導場所は、個に応じた学びの場（通級指導教室を基本とする）を設定し、個別や小集団で指導を行います。
- ・年度途中での入室、退室が可能です。



(2) 教育支援ルームについて

教室に入れないときや学校に行きたくても行けない状況にあるとき、自分の学級以外でも安心して過ごすことができる居場所を作り、学べる環境を整えます。

- ・落ち着いた空間の中で、自分にあったペースで学習・生活ができます。
- ・オンライン指導や ICT を活用した学習支援、テスト等も受けることができます。
- ・教師や支援員、スクールカウンセラー等による相談支援を行います。

7. 主な年間行事予定(令和8年度)

4 月	開校式・始業式(10日) 入学式(1年生)(13日) 離任式 クラブ紹介 身体測定 6・9年全国学力・学習状況調査 5・6年大阪府すくすくテスト 家庭訪問 各種検診
5 月	児童生徒総会 授業参観・学年懇談会 避難訓練 9年修学旅行 1学期中間テスト
6 月	5～9年東能勢フェスタ(舞台の部) 1学期期末テスト 9年実力テスト①
7 月	1学期期末懇談 1学期終業式 学習会 夏休み
8 月	学習会 2学期始業式 9年実力テスト② 5年湖畔学習
9 月	9年大阪府チャレンジテスト ピックアップ訓練 児童生徒会役員選挙
10月	運動会 2学期中間テスト 8年職場体験学習 9年保育体験 6年宿泊学習
11月	7年校外学習 9年実力テスト③ 人権講演会 3・4年宿泊学習 授業参観・学年懇談 8年校外学習 9年3者懇談 7・8年ミニ懇談 2学期期末テスト
12月	9年阪大留学生との国際交流 東能勢フェスタ(展示の部) 2学期期末懇談 避難訓練 2学期終業式 冬休み
1 月	3学期始業式 7・8年大阪府チャレンジテスト 9年実力テスト④ 9年学年末テスト 私立高校出願
2 月	私立高校入試 公立高校特別選拔出願・入試 9年進路懇談 7・8年学年末テスト 新1年生体験入学・保護者説明会
3 月	公立高校一般選拔出願・入試 授業参観・学部進級式 卒業式(9年生) 修了式 春休み

- 上記の表は、あくまでも予定です。正式な行事・日程の決定は、新年度4月以降となります。
- 入学式は1年生のみ、卒業式は9年生のみとなります。
- 6年生は「前期課程の修了」という位置付けになるため、「小学校課程修了式」は行いません。
- 6年生修了時のアルバム製作はありません。
- 宿泊学習は、3・4年、6年、9年で実施します。令和8年度のみ5年も実施します。
- 開校式・始業式(4月10日)、入学式(4月13日)の詳細につきましては、後日ご連絡します。

Ⅲ 学校生活について

Ⅰ. 校時表

45 分授業

登校	8:10～ 8:30
朝会・HR	8:30～ 8:35
1校時	8:40～ 9:25
2校時	9:35～10:20
業間/モジュール	10:25～10:40(15)
3校時	10:45～11:30
4校時	11:40～12:25
給 食	12:25～13:00 (35)
昼休み	13:00～13:15 (15)
掃 除	13:20～13:30 (10)
5校時	13:35～14:20
6校時	14:30～15:15
終 礼	15:15～15:20
最終下校	1～6年 16:30(2月～10月) 16:10(11月～1月) 7～9年 16:50

2. 安心・安全な学校生活を送るために

(1) 服装について(標準服)

- 前期(1～4年生)は、私服を着用する。
- 中期(5～7年生)は、標準服(下衣)を着用する。
- 後期(8・9年生)は、標準服(上衣・下衣)を着用する。



	上衣	下衣
前期 (1～4年生)	私服	私服
中期 (5～7年生)	襟付きの無地白シャツ (カッターシャツ・ポロシャツ可)	ズボン・スカート・半ズボン※指定品
後期 (8・9年生)	ブレザー(ネクタイまたはリボン)※指定品 襟付きの無地白シャツ (カッターシャツ・ポロシャツ可)	ズボン・スカート※指定品

※登下校時にジャンパー・コート・マフラー・手袋等の防寒具・防寒着を身につけて登校することも可能です。

※気温に応じて、ベスト、カーディガン、セーター、トレーナーの着用を認めていますが、カッターシャツ等の襟が隠れないものを着用します。

※入学式、卒業式など学校の定めた日は、ネクタイ・リボンを着用します(8・9年)。ブレザーの下にベスト、カーディガン、セーター、トレーナーを着用する場合(白、紺、黒の無地)は、カッターシャツ等の襟およびネクタイ・リボンの結び目が隠れないものかつ、ブレザーの袖、すそからはみ出さないものを着用します。

(2) 体操服、上履き、体育館シューズ等について

	ジャージ	半袖	短パン
1～6年生	推奨	指定 白いTシャツにロゴワッペン(別売り)を貼ることも可能	推奨
7～9年生	指定		指定

※名札をつける必要はありませんが、記名をお願いします。

【体操服:ジャージ】



【体操服:半袖・短パン】



【赤白帽子】
(1～6年生)



【上履き】
(1～9年生)



デザイン等は推奨

【体育館シューズ】
(1～6年生)



デザイン等は推奨

【白帽子】
(7～9年生)



体育館シューズの
靴底は、ゴム製を
指定します。

【体育館シューズ】
(5～9年生)



デザイン等は推奨

(3)とよの東学園のみんなの生活ルール

1. 気持ちの良いあいさつや返事をしましょう。
2. チャイム(時間)を守りましょう。
3. 学校の物を大切にしましょう。
4. 校舎の中は、歩きましょう。
5. 学校に必要な物を持ってこないようにしましょう。
6. トイレや手洗いはみんなが気持ちよく使えるようにしましょう。
7. 運動場では場所をゆずり合い、遊び道具を正しく使いましょう。
8. 体育館では、体育館シューズにはきかえましょう。
9. 校舎前の斜面・花壇・畑・田んぼには入らないようにしましょう。
10. 遊ぶときは運動場で遊びましょう。
11. 体育館、特別教室(学習室など)は、決められた時間に先生といっしょに使いましょう。
12. 人のものを勝手に触ったり使ったりしないようにしましょう。
13. 登下校中に、寄り道をしたり、買い食いをしないようにしましょう。
14. 給食は原則として自分の教室で食べましょう。
15. 職員室は、許可されていない所には入らないようにしましょう。
16. 登校してから下校するまでのあいだ、先生の許可なく校外に出ないようにしましょう。

IV 健康・安全管理

1. 健康管理

(1) 登校前の健康観察について

◆子どもの健康のために保護者の方々のご協力を

保健室ではお子さんが元気に学校生活を送れるよう、心身両面から支援していきます。

登校前には、朝の健康観察もよろしくお願いします。朝起きたときに、いつもと様子が違う（食欲がない、顔色が悪い、元気がない）とき、体調が悪いときは、無理をさせないよう、ご家庭での協力をよろしくお願いします。

◆毎日元気に楽しい学校生活を送るために

お子さんが健康に学校生活を過ごせるよう、次のことを心がけて過ごしていただきたいです。ご家庭でのご協力をお願いします。

睡眠 ☆早寝、早起きをしましょう！

○朝の時間に余裕を持たせてください。

○十分な睡眠を取り、疲れを翌日に残さないようにしましょう。

※推奨睡眠時間（厚生労働省より）

1～6年：9～12時間 7～9年：8～10時間



食事 ☆バランスよく食べましょう！

○三度の食事はバランスよく、きっちりと食べましょう。特に、朝食はしっかり食べましょう。元気に一日の生活を始めることができます。

排便 ☆朝ごはんの後は、トイレに行きましょう！

○朝の排便の習慣をつけましょう。便意が無くても、朝食後トイレに行くことで、朝の排便が習慣づけられます。登校までの時間に排便ができるよう時間に余裕を持たせてください。

身体を清潔に ☆きれいに手を洗いましょう！

○朝の洗顔、歯磨き、手洗い、うがいの習慣をつけましょう。

○ハンカチ・ティッシュは忘れずに持ってくるようにしましょう。

(2) 保健室について

◆保健室はこんなところです

保健室は、お子さんが心もからだも元気で楽しい学校生活が過ごせるように、お手伝いするところです。

①けがの手当てをします

○保健室で行う救急処置は、原則として家庭または医療機関にお渡しするまでの処置であり、継続した処置や学校外でのけがは処置の対象ではありません。

○学校管理下における災害については、日本スポーツ振興センターの給付対象となります。公費負担医療制度利用の有無に関わらず、病院で受診された場合は学校までご連絡ください。【別紙参照】

②体調の悪い人が一時的に休むところです

○少し休養すれば回復しそうな時は、保健室で休養させて様子をみます。原則として在室は1時間程度としています。回復が見られない場合は、早退の措置をとります。

○内服薬はありません。

③からだや心に関する相談を受け付けています

④からだの成長を知るところです

⑤からだや心について、情報を提供します

◆かばんにマスクを入れておきましょう。

◆緊急時における保護者への連絡

緊急時は、緊急連絡票にそって家庭連絡させていただきます。緊急連絡票へ記入していただく緊急時の連絡先は、携帯電話や勤務先等、必ず連絡がつく所を記入してください。また、変更がある場合はその都度お知らせください。特別の場合などは、お子さんにその旨（連絡方法）を伝えておいてください。

早退の場合

体調不良により学校での学習や活動が困難な場合は、学校から保護者へ早退の連絡をいたします。

1～6年は、ご家庭または勤務先等へ連絡をして迎えに来ていただきます。

7～9年は、症状によっては、保護者の迎えをお願いすることがあります。また、保護者の迎えが困難な場合は、保護者の許可のもと生徒のみで帰宅させる場合もあります。その際は帰宅後、本人またはご家族の方から学校へ、帰宅された旨の電話連絡を入れてください。

医療機関への搬送について

医療機関の受診が必要な場合は、基本的に保護者の迎えと受診をお願いします。ただし、急を要する場合、連絡がつかない時は、学校から病院へ搬送することがあります。ご了承ください。

*けがの処置や体調不良時の休養・早退については、諸事情やその時の状況に応じて、場合により保護者と相談の上、最善の方法を考えて対応します。

(3) 学校感染症について【別紙参照】

出席停止の対象となる感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・麻疹・水痘・流行性耳下腺炎・風疹など）にかかった疑いがある場合は、早めに受診し、医師の指示に従ってください。

なお、感染症と診断された場合は、学校までご連絡をお願いします。「出席停止指示書・出校届」を学校からお渡ししますので、病名と医師の診断に基づく出席停止日数を記入の上、出校届を速やかにご提出ください。

(4) 「心臓疾患・アレルギー等の子どもの緊急覚え書き」について

豊能町立学校、幼稚園、保育所、こども園では、お子さんが安全に、元気に活動し、健やかに成長されますよう関係機関と連携をはかり、検診をはじめとして、様々な事業や保健指導などを行っています。

その一貫として、健康面上におきまして、特に配慮を必要とするお子さん（主治医と連携を保ち、常に観察、指導を必要とし、主治医が「緊急覚え書き」を必要とすると認めた者）の万一来に備え、「心臓疾患・アレルギー等の子どもの緊急覚え書き」（写し参照）で、学校医に必要な情報を提供し、緊急時に備えております。

つきましては、この措置が必要な方は、こどもの健康調査の「5. 家庭からの連絡欄」横の欄に○印を付けてください。

③ 心臓疾患・アレルギー等の子どもの緊急覚え書き					
本人名				保護者名	
学校名（学童保育名）幼稚園・保育所名			学年・組		
生年月日	年	月	日	年齢	才
住 所				自宅電話番号	
緊急 連絡先	①	写			(TEL)
	②				(TEL)
	③				(TEL)
かかりつけ 病院名	所在地				
	病院名 TEL ()				
診療科目				カルテ番号	
病名等				担当医師名	
担当医師不在の場合の 緊急搬送先 (○印を入れて、病院名等 を記入してください。)		・かかりつけ病院で、必ず受け入れてもらえる体制がある			
		・第2のかかりつけ医院 ()へ搬送してください (TEL 医師名 所在地)			
		・その他			
バイタルサイン(生命徴候)が 悪い状態の時(○印を入れて 病院名等を記入ください)		・かかりつけ病院で、必ず受け入れてもらえる体制がある			
		・第3次緊急医療機関又は救急告知病院へ搬送する			
		・その他 ()に搬送する			
禁忌となる薬品・食品 ()		起こりうる緊急事態の内容、主治医からの指示、その他の診療情報を記入ください			

2. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について【別紙参照】

学校の教育活動中や登下校中に発生した災害について、日本スポーツ振興センターより医療費や見舞金が給付されます。

登下校中・授業中・休憩時間・学校行事・部活動(休日練習・対外試合含む)等で起きたけが等により医療機関を受診された場合は、学校までお知らせください。申請に必要な書類をお渡しします。医療機関で記入してもらい、学校へ提出ください。

*保護者の方向け災害共済給付制度説明について、以下サイトからご確認いただけます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

○掲載先:災害共済給付 Web「保護者の方へ」ページ

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx>

①【動画】『【2分でわかる】「災害共済給付制度」ってどんな制度？

災害共済給付制度の概要を説明した動画です。

②「災害共済給付請求ガイドブック【保護者用】」

災害共済給付制度の概要と、請求手続きについて記載したガイドブックです。

3. 給食について

(1) 献立について

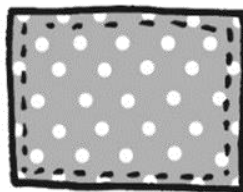
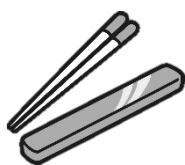
1～9年生まで、町内統一献立です。とよの西学園で調理された給食が届けられます。

旬の野菜や行事食・豊能町の地場産物等を取り入れています。初めて食べるような食材や苦手なものがあるかもしれませんが、「みんなと一緒に食べられると思うよ」等と励まし、「どんな味かな」と楽しみに待つように声かけをお願いします。ちょっとしたきっかけで自信がつくと、意外に早く美味しく食べられるようになるので、今からさまざまな食材に触れておいてください。

もし、アレルギー等により、体質的に食べられないものがありましたら、事前にお申し出ください。

(2) 給食時に用意しておくもの

○給食セット(箸、ナフキン、マスク、歯ブラシ、コップ)



○給食当番セットについて

・給食当番の際には、各自のエプロンを使用します。

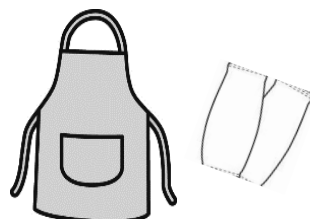
エプロン(腕カバー)、三角巾または帽子を袋に入れてご用意ください。

【エプロン(①②③のうちいずれか)】

①袖のある前ボタン型

②袖のある割烹着型

③胸当て付きエプロンと腕カバー



※新1年生は、①または②のご用意をお願いします。

【帽子または三角巾】



または



・週末に給食当番セットを持ち帰ります。ご家庭で洗濯をして、週明けに持たせてください。

(3) 除去食

本校では、アレルギーのお子さんに対して一部除去給食（卵、乳製品、牛乳のみ）を実施しております。希望される方は必要書類の作成と個別面談が必要ですので、早めに学校へご相談ください。ただし、代替食品を用いた「代替食」を用意することはできません。

なお、飲用乳除去の牛乳代・ヨーグルト飲料代とパン除去のパン代は、年度末に返金することで対応させていただきます。（返金対象者はアレルギー等で学校管理指導表または、アレルギー等を証明できる書類を提出された方のみ）

- 除去対応の新規申請については以下のとおりです。

新規申請

医師の診断に基づくものとして、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出をお願いします。（医師による学校生活管理指導表の記載が難しい場合は、学校にご相談ください。アレルギーを証明できる書類が必要となります。）

お手数ではございますが、3月中旬までに提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

4. 通学路・登下校の安全について

- 登下校中の基本的な安全確保は、保護者の看護責任が原則です。お子さんと安全な登下校方法について、ご確認・ご指導をお願いします。
- 学校では、登下校時は必ず通学路を通るように指導しています。ご家庭でも、ご確認・ご指導をお願いします。
- 「知らない人の車に乗らない」「友達と一緒に帰る（一人で帰らない）」等、日頃からご家庭でもご指導ください。
- 登下校中に危険な状況があった場合は、警察および学校にお知らせください。



V 諸費集金

1. 学校納入金について

学校納入金(教材費・給食費・積立金等)は、口座振替で納入していただきます。

- 金額や振替日等の詳細については、別途案内文書にてお知らせします。

(金額については、各学年・年度ごとに変更があります。)

- 取扱金融機関・・・大阪北部農業協同組合 豊能支店
- 振替が近づきましたら、残高確認をお願いします。

2. 就学援助制度【別紙参照】

就学援助とは、経済的な理由により豊能町立義務教育学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を援助する制度です。

詳細な情報は、別紙をご確認ください。

【問い合わせ】 豊能町教育委員会 こども未来部 教育総務課 (TEL 739-3426)

VI 放課後の活動について

I. 部活動

7～9年生は、部活動（希望制）があります。

●現在活動している部活（令和7年度）

陸上（男女）、卓球（男女）、バスケットボール（男子）、文化サークル（男女）

2. 留守家庭児童育成室

◇場 所：現在の東能勢留守家庭児童育成室（現東能勢小学校運動場内）

◇対象者：東地区在住の義務教育学校1年生から6年生

◇定 員：30人（予定）

◇開 室：令和8年4月

◇開室日：平日は、学校の授業終了時から午後5時まで（午後7時までの延長あり）
3季休業中は、午前8時から午後5時まで（午後7時までの延長あり）

◇休室日：毎月第4土曜日以外の土曜日、日曜日及び休日

12月29日から翌年の1月3日

臨時休室日あり



【問い合わせ】豊能町教育委員会 こども未来部 こども育成課（TEL 739-3432）

Ⅶ 学校運営協議会について

◆所園学校の力を地域に 地域の力を所園学校に

子どもたちは、学校・家庭・地域で育ちます。学校に「学校運営協議会」を設置し、地域・保護者・教職員・行政みんなで責任をもって子どもたちを育てることのできる環境を作ります。

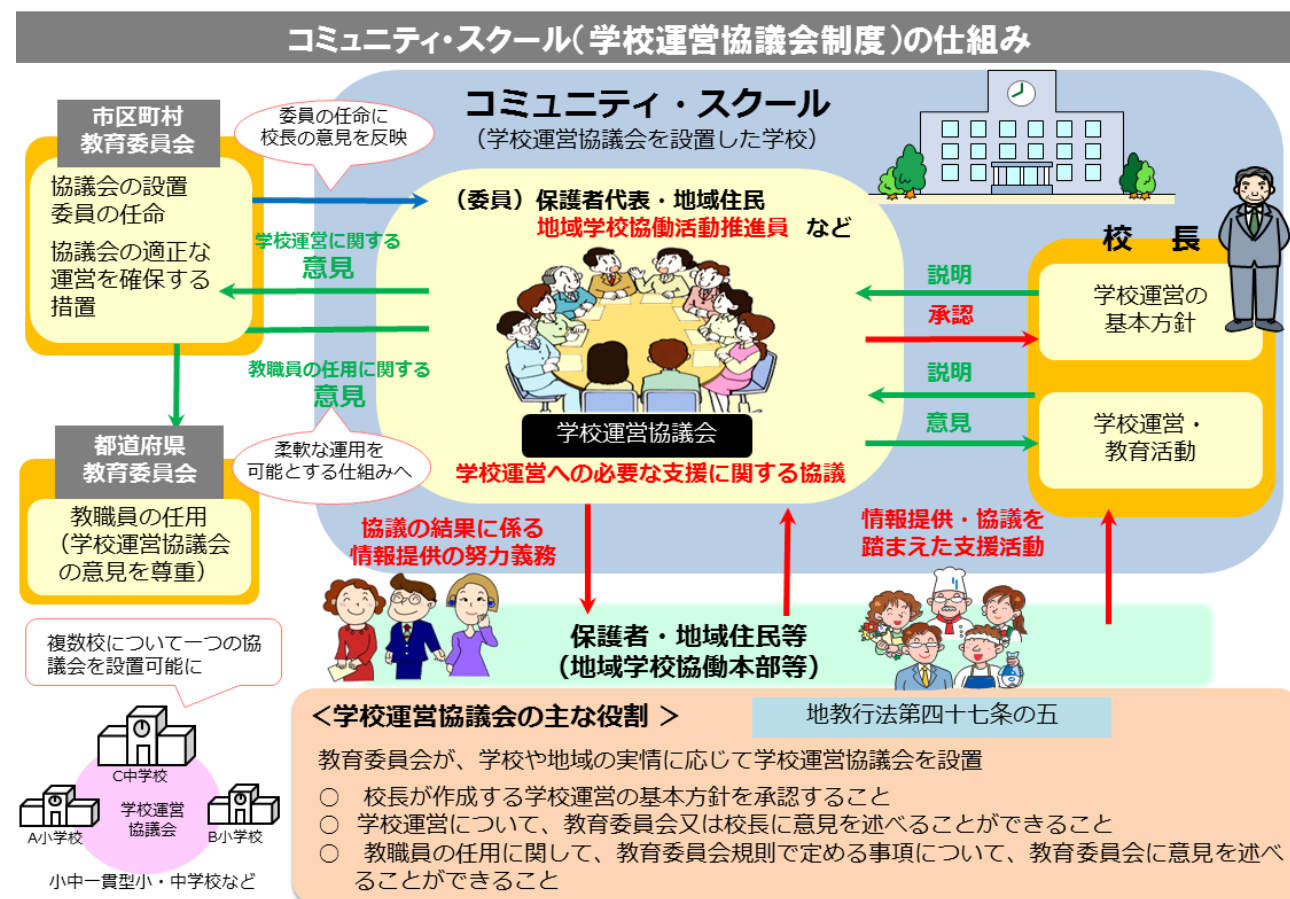
学校を地域に開き、多様な人が関わることのできるコミュニティの場に、共生社会の実現をめざします。

<学校運営協議会とコミュニティ・スクール(C・S)>

- ・「学校運営協議会」とは、学校運営やその運営に必要な支援に関して協議をする機関です。校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校運営等について意見を述べたりし、学校運営に地域の声を積極的に生かしていきます。
- ・「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会」を設置した学校のことです。
- ・「学校運営協議会」の委員は、校長が推薦し、教育委員会が任命します。委員は、特別職の地方公務員となります。
- ・本町は、0～15 歳の「学び」と「育ち」をつなぐ「保幼小中一貫教育」を推進しています。教育・保育施設の連携の充実を図るため、「所園学校運営協議会」を導入します。



<参考資料>



(出典:文部科学省)

所園学校運営協議会では、学校運営方針に基づき、学校運営や学校に必要な支援や課題などに関する協議を行い、それを受け、**地域学校協働本部（協働本部）**が具体的な活動の実働機関として実行していきます。

地域学校協働本部（協働本部）では、保護者や地域住民等が所園学校の保育・教育活動をも具体的に支援・活動していきます。また、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が中心となり、保護者や地域の方々の協力を得て活動していきます。活動を通じて所園学校及び保護者・地域のつながりを創っていきます。



参考資料(別紙)

- ◆学校保健安全法による出席停止について
- ◆日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について
- ◆緊急災害時の児童・生徒の登校について
- ◆就学援助制度のお知らせ

学校保健安全法による出席停止について

幼稚園、小・中学校では、感染症を予防するため、感染した園児・児童・生徒に対して出席停止を行うことがあります。これは、学校保健安全法第 19 条に基づき、幼稚園、学校での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためです。

出席停止になった場合は、欠席扱いにはなりませんので、家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の対象となる感染症、出席停止時の手続きについては、下記のとおりです。

第一種学校感染症 治癒するまで出席停止とする。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定された感染症

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項に規定する指定感染症などは第一種の感染症とみなす。

第二種学校感染症 学童（幼児）によく起こる感染症。診断がついたら学校（園）へ速やかに連絡する。

病 名	出席停止期間	主な症状	潜伏期間	伝染する恐れのある期間
しんがた 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス かんせんしょう 感 染 症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	発熱・体のだるさ・その他感冒様症状	発症後 3 日間は感染症のウイルス排出量が非常に多く、5 日間経過後は大きく減少。特に、発症後 5 日間が他人に感染させるリスクが高い	
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで	高熱・頭痛・腰痛・全身倦怠感・鼻づまり・くしゃみ・たん	1～4 日	発病後 5 日
ひやくにちぜき 百 日 咳	特有のせきが消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	はじめは軽いせき、のどの発赤がみられる。 発病後 1 週間位からコンコンというせきがでる。	1～2 週	発病後 28 日
ましん 麻 疹 （はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	発熱・せき・鼻水・めやに。頬の内側に白い斑点コプリック斑ができる。発熱後 4 日目より皮膚に発疹。	9～12 日	発疹のでる 5 日前からでた後 4 日間
りゅうこうせいじかせんえん 流 行 性 耳 下 腺 炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	37～38℃の発熱。まず、片側、次いで両側のあごの後ろが大きく腫れて痛む。食欲不振、えん下困難。	1～2 週	発病前 7 日から発病後 9 日

病 名	出席停止期間	主な症状	潜伏期間	伝染する恐れのある期間
ふうしん 風 疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	発熱・発疹・耳の後ろ、首、わきの下などが腫れる。 せきや、結膜が充血する。	2～3 週	発疹のでる 7 日前からでた後の 7 日間
すいとう 水 痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	発熱（軽～中程度）。水ぼうのある発疹が体中に次々とでる。 かさぶたとなり、先に出たものから治ってゆく。	2～3 週	発疹のでる 1 日前からでた後の 7 日間
いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後の 2 日を経過するまで	発熱・のどの痛み・結膜炎・首のリンパ節の腫れ	5～7 日	発病後 2～3 週
けっかく 結 核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	初期は自覚症状なし。X 線で発見されることが多い。 疲労感・寝汗・体重減少・肩こり・せき・たん	1～2 カ月	
ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	発熱・頭痛・けいれん・意識障害・ショックなどの症状	2～4 日	

第三種学校感染症

病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで出席停止とする。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

病 名	おもな症状	潜伏期間	伝染する恐れのある期間
りゅうこうせいかくけつまくえん 流行性角結膜炎	涙がよくでる。目やに、異物が入っている感じ。 結膜が充血する。	5～7 日	発病後 2～3 週
きゅうせいいしゅつけつせいかくけつまくえん 急性出血性結膜炎	きつい充血。出血してくる。	1～2 日	発病後 5～7 日
ちようかんしゅつけつせいかくけつまくえん 腸管出血性大腸菌感染症	激しい腹痛ではじまり、数時間後に水様性の下痢を起こす。嘔吐、吐き気。	3～5 日	
その他の感染症 （溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎等）上記以外で医師より出席停止と指導された場合はこれに準ずる			

※ 出席停止の手続き

- 1) 対象となる感染症に感染した時は、できるだけ早く幼稚園・学校(担任または養護教諭)に連絡してください。幼稚園・学校から「出席停止指示書・出校（園）届」をお渡しします。医師の指示に従って、通学（園）許可がでるまで十分休養させてください。
- 2) 出校（園）する日には、医師の指示にしたがって、保護者の方が「出校（園）届」に必要事項を記入し、学校（園）に提出してください。

保護者様

豊能町教育委員会事務局
教育総務課

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

お子様のご入園、ご入学、ご進級を心からお祝い申し上げます。

さて、豊能町教育委員会では、豊能町立義務教育学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園（以下、「学校等」）に在籍する児童、生徒、幼児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校設置者（豊能町教育委員会）との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。そして、毎年4月に加入（更新）手続きをすることになっています。

つきましては、全員の方にこの制度の趣旨をご理解のうえ加入に同意していただきますようお願いいたします。なお、この制度について同意いただけないもしくは異議のある方、ご質問等がある方は、令和 年 月 日までに各学校等の担当者もしくは教育委員会事務局教育総務課までお申し出ください。

(1) 掛 金 (年 額)

区 分		掛 金	内 訳	
			町負担額	保護者負担額
義務教育学校児童生徒	一般	9 2 0 円	4 6 0 円	4 6 0 円
	要保護	4 0 円	2 0 円	2 0 円
幼稚園児、認定こども園児		2 7 0 円	7 0 円	2 0 0 円
保育所児	一般	3 5 0 円	1 4 0 円	2 1 0 円
	要保護	4 0 円	2 0 円	2 0 円

※要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支払を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。また、要保護、準要保護児童生徒は、令和5年4月1日施行の「独立行政法人スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則」第4条2項により掛金は免除となります。

(2) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額（概要）

災害の種類	災 害 の 範 囲		給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療費 ・ 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校等の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・ 学校等給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病		
障 害	学校等の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される）		障害見舞金 ・ 4,000 万円～88 万円〔通学（園、所）中の災害の場合は 2,000 万円～44 万円〕
死 亡	学校等の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 ・ 3,000 万円〔通学（園、所）中の災害の場合は 1,500 万円〕
	突	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 ・ 3,000 万円〔通学（園、所）中の災害の場合は 1,500 万円〕
	然死	運動などの行為と関連の無い突然死	死亡見舞金 ・ 1,500 万円〔通学（園、所）中の場合も同額〕

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
2. 上表の「療養に関する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額（医療保険で言う 10 割分）が 5,000 円以上のものをいいます。
3. 同一災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
4. 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
5. 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
6. 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
7. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

※ 日本スポーツ振興センター法等の改正にともない、内容が変更される場合があります。

令和 7 年 4 月

豊能町立小・中学校
保護者各位

豊能町教育委員会

緊急災害時の児童・生徒の登校について

平素より学校の教育推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、台風、大雨、大雪、地震等、緊急災害が予想される場合、または発生した場合の児童・生徒の登校について、下記のようにお知らせいたします。

なお、学校から指示があった場合については、その指示に従ってください。

記

1. 午前7時の時点で、「豊能町」に『特別警報』『警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）』が発令されている場合、自宅待機して登校を見合わせる。
2. 午前7時～9時の間に上記警報が解除されれば、登校とする。
ただし、警報解除後も安全が確保できない状態であれば登校を見合わせる。
3. 午前9時の時点で上記警報が継続の場合は、臨時休校とする。
4. 「豊能町」に震度『5弱以上』の大規模地震・余震が起こった場合、臨時休校とする。
詳しくは、右記の「地震（余震）発生時における安全対策について（基本対応マニュアル）」を参照ください。

- ※ テレビやラジオ、インターネット、豊能町の防災情報等に注意してください。
- ※ 登校する場合は、緊急メール等学校からの連絡に注意してください。
- ※ 市町村ごとの情報は、テレビ・ラジオでは分かりにくい場合がありますので、気象庁のホームページ (http://www.jma.go.jp/jp/warn/331_table.html) をご覧ください。
- ※ ご近所の道路・通学路の崖崩れや冠水状況など、危険情報があれば、学校にお知らせください。
- ※ 「特別警報」とは、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、最大限の警戒を呼び掛ける警報です。

「豊能町」に震度 5 弱以上の大規模地震（余震）が発生した時の対応



登校前 （前日の夕方 17 時～ 当日家を出るまでの間）	○学校は臨時休校とします。 ※各家庭で安全確保に努めてください。
登・下校中	○危険な場所をさけ、安全な場所に避難。 ※近くの公園、空き地などに避難する。 ○揺れがおさまったら、 学校か家のどちらか近い方に向かう。 ※落下物に注意 ※壊れそうな建物や塀・地割れなどに近づかない。
在校時	○学校は、児童・生徒を安全な場所へ避難誘導。 ○学校および周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、 保護者に引き渡します。 できる限りすみやかに迎えに来てください。

※震度 5 弱未満の地震（余震）が発生した場合は、原則として、通常通りで、学校は休みになりません。

ただし、学校や地域の被災状況により、臨時休校とする場合もあります。

※地域では、予測できない事態が発生する場合があります。町内に避難勧告・土砂災害警戒情報が発令されている場合等、各家庭で状況を判断し、安全確保に努めてください。

令和7年4月吉日

保護者のみなさまへ

豊能町教育委員会

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

就学援助とは、経済的な理由により豊能町立小・中学校への就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を援助する制度です。

就学援助を希望される方は、認定基準がありますので、次の事項をお読みの上、お申込みください。

- ◎援助を受けられる方
- 生活保護を受けている。
 - 前年度または当該年度において、次のいずれかに該当される方（以下、主な該当事項）
 - ・生活保護が廃止または停止になった
 - ・町民税が非課税または減免を受けた
 - ・個人事業税の減免を受けた
 - ・国民年金保険料の全額免除または国民健康保険料の減免を受けた
 - ・児童扶養手当の支給を受けた（「児童手当」や「特別児童扶養手当」は該当しません。）
 - 前年中の家族全員の合算した所得が生活保護法による需要額に1.3を乗じた額以下の所得の方

《認定基準所得の例》
それぞれの家族構成や年齢等によって額が異なります。

令和7年4月1日現在の満年齢

家族構成	認定基準所得額の目安
3人家族（父30歳代、母30歳代、小学生）	約250万円以下
3人家族（父30歳代、母30歳代、中学生）	約268万円以下

※上記のほか、特別な事情により生活が困窮していて、就学援助を希望される方はご相談ください。

- ◎ご相談先 ⇒ 教育委員会（町ホームページにも記載しております）
- ◎提出先 ⇒ 通学している学校もしくは教育委員会教育総務課
- ◎申込期間 ⇒ 4月～5月（転入の方は転入後、速やかに申し込んでください。）
期間を過ぎても申込みはできますが、4月分からの支給ができない場合がありますので、お早めにご相談、お申込みください。
なお、令和7年度の最終申込期限は令和8年2月末です。
- ◎認定結果 ⇒ 審査の結果、認定された方には教育委員会より認定通知を送付します。（7月頃）

◎就学援助費の額

(年額)

援助費の項目	小学校	中学校
学用品・通学用品費	1年 11,630円 2～6年 13,900円	1年 22,730円 2～3年 25,000円
校外活動費	日帰り 1,600円まで 宿泊 3,690円まで	日帰り 2,310円まで 宿泊 6,210円まで
新入学児童生徒 学用品費(注)	1年生 57,060円	1年生 63,000円
修学旅行費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
※ 医療費については、法律に定められた疾病で、学校の健康診断時に治療の指示を受けた場合のみが、対象になります。他の制度(生活保護等)の無料で治療を受けられる場合を除いた場合の保護者負担分を援助するものとします。(全ての医療費が対象ではありませんので、病院に行かれる前に学校にご相談ください。)		

(注) 入学前支給を受給した場合は、支給なし

※ 就学援助費は、年3回(予定:8月、12月、3月)に分けてご指定の口座に振り込みます。

(問い合わせ)

豊能町教育委員会事務局
教育総務課 (Tel 739-3426)

<メモ>

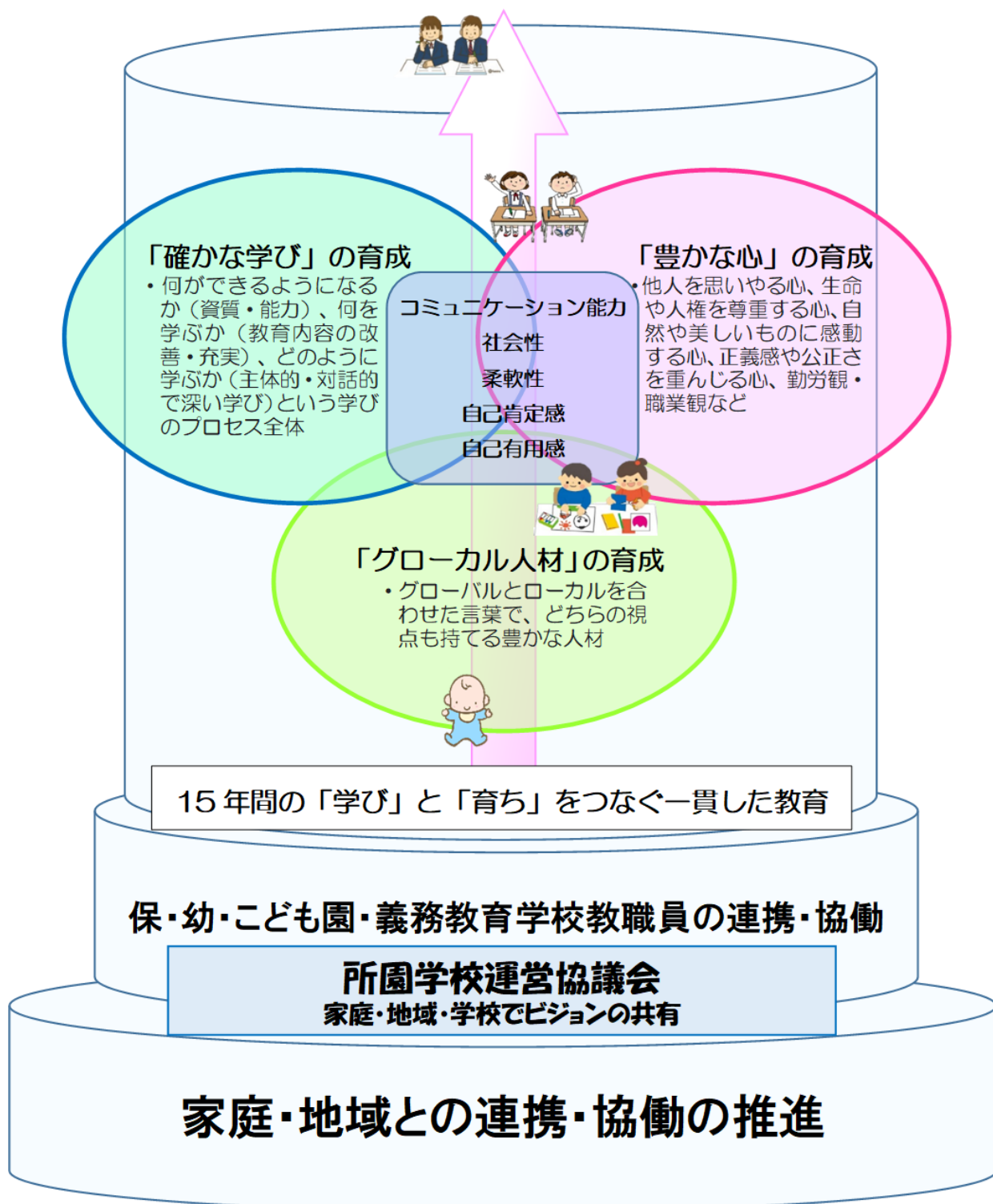
<メモ>

<メモ>

<メモ>

保幼小中一貫教育の理念

「豊かな自然」と「豊かな人材」を活かし「豊かな子ども」を育てる豊能町
豊能町のめざす子ども像
豊能町に誇りをもち、自信をもって社会を生き抜く子ども
～地域・保護者・教職員みんなで責任をもって育てる～
一貫性・継続性・発展性を大切にした教育をめざす





豊能町立とよの東学園

【連絡先】豊能町教育委員会事務局 こども未来部 義務教育課
TEL 072-739-3427(直通) FAX 072-739-3052
E-mail gimukyouiku@town.toyono.osaka.jp